

14. 景観形成制度

良好な景観は、地域の財産であり、住む人に快適さや潤い、安らぎをもたらすとともに訪れる人にとっても魅力的なものです。本県には、美しい海岸線や緑豊かな房総丘陵などの自然景観、地域の営みにより形成されてきた農山漁村景観、歴史的な町並み景観、計画的に整備された市街地景観など、多様な景観があります。

これらの良好な景観を保全・創出する取組を行うことによって、『住みよいまち』『住み続けたいまち』が実現されるほか、地域への誇りや愛着も生まれ、地域コミュニティの形成、地域の活性化や観光振興への寄与も期待できます。

県では、平成5年（1993）に「千葉県景観形成指針」を策定するなど、独自の取組を行ってきましたが、平成16年（2004）6月に制定された「景観法」を踏まえ、平成20年（2008）3月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を制定し、良好な景観の形成に関する施策を総合的に進めているところです。

1. 良好な景観形成の推進

（1）景観づくりの取組

平成16年（2004）6月、景観そのものの整備・保全を目的とする我が国で初めての総合的な法律である「景観法」が制定され、「景観行政団体」が「景観計画」を定め建築物・工作物等に対する届出・勧告を基本とした緩やかな規制誘導を行う仕組みや、市町村の都市計画の一つとして、より積極的に景観形成を誘導する「景観地区」の制度などが設けられました。

県では、市町村が「景観行政団体」となって地域住民と協働で良好な景観の形成を推進していきけるよう、必要な支援・連携に努めています。

（2）景観行政団体

景観行政を担う主体として法に定められた新しい概念で、都道府県、政令指定都市、中核市は自動的に、そのほかの市町村は県との協議により景観行政団体になることができます。なお、景観についての二重行政を避けるため、一つの行政区画では、都道府県か市町村のどちらか一方が景観行政団体となります。令和7年4月1日現在 40 市町村が景観行政団体となっています。

図一⑭ー1 景観法の概要



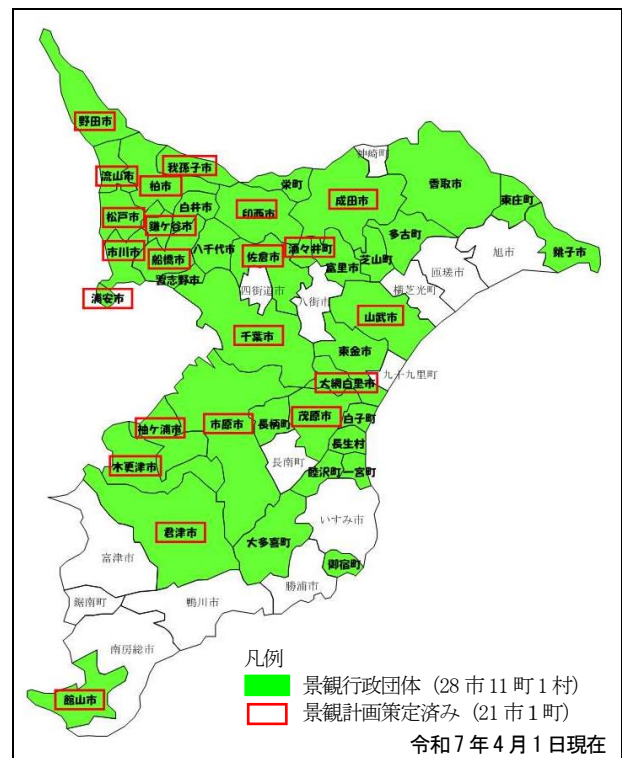
14. 景観の形成制度

表一⑭ー1 景観行政団体市町村

令和7年4月1日現在

市町村名	景観行政団体と なった日	景観計画	
		告示日	施行日
千葉市	H16.12.17	H22.12.21	H23.8.1
船橋市	H16.12.17	H22.3.31	H22.7.1
市川市	H17.1.27	H18.4.6	H18.7.1
原市	H17.4.14	H20.12.24	H21.4.1
我孫子市	H17.8.29	H18.10.23	H18.11.1
柏市	H17.11.15	H19.11.30	H20.4.1
佐倉市	H17.12.2	H29.12.22	H30.7.1
流山市	H18.6.1	H19.12.21	H20.4.1
浦安市	H18.6.1	H21.6.1	H21.7.1
館山市	H19.4.10	R1.6.26	R1.11.1
松戸市	H21.4.1	H23.3.30	H23.6.1
茂原市	H22.4.1	H24.10.1	H25.4.1
香取市	H22.5.1	—	—
御宿町	H23.4.1	—	—
袖ヶ浦市	H23.4.1	H25.12.20	H26.4.1
山武市	H23.5.1	H27.3.12	H27.10.1
大網白里市	H23.5.1	H26.3.25	H26.10.1
成田市	H23.10.1	H25.12.3	H26.4.1
野田市	H23.12.1	R7.3.21	R7.7.1
鎌ヶ谷市	H24.5.1	H26.3.20	H27.7.1
木更津市	H25.3.1	H28.3.1	H28.4.1
銚子市	H25.4.1	—	—
習志野市	H25.4.1	—	—
東金市	H25.4.1	—	—
多古町	H25.4.1	—	—
白子町	H25.4.1	—	—
酒々井町	H25.9.1	H29.4.26	H31.1.1
君津市	H26.6.1	H30.12.28	H31.7.1
印西市	H26.12.1	H30.3.20	H30.10.1
栄町	H29.10.1	—	—
睦沢町	H29.10.1	—	—
長生村	H29.10.1	—	—
富里市	H30.6.1	—	—
大多喜町	H30.10.1	—	—
東庄町	H31.2.1	—	—
長柄町	H31.3.20	—	—
一宮町	R3.4.1	—	—
白井市	R4.4.1	—	—
芝山町	R5.4.1	—	—
八千代市	R7.4.1	—	—

図一⑭ー2 景観行政団体の状況



(3) 千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例

県の景観に取り組む姿勢を明確にして、景観施策を総合的に推進するため、平成20年4月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を施行しました。

この条例では、景観づくりの担い手を育て、地域の財産である景観を次世代に引き継いでいくという「育成」の理念をコンセプトとして、良好な景観の形成についての基本理念を定め、各主体の役割を明確にしているほか、3つの認定制度と1つの協定制度的、基本方針の策定など施策の枠組みを位置づけています。

○3つの認定制度と1つの協定制度的

県民や事業者の取組を支援するため、良好な景観づくりを行う3つの認定制度（景観づくり地域協定の認定、景観づくり地域活動団体の認定、景観づくり社会貢献事業者の認定）と事業者と県が良好な景観づくりに関する協定を結ぶ制度（景観づくり事業者協定）を設けました。

現在、「景観づくり地域活動団体」として、11団体を認定しています。

14. 景観の形成制度

(4)「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」及び「千葉県公共事業景観形成指針」

条例に基づき、景観形成の基本的方向や景観施策を推進するための基本的事項に係る「基本方針」及び県が公共事業を実施するにあたって、景観に配慮すべき事項に係る「指針」を平成21年(2009)3月に策定しました。基本方針では、千葉県を7つの地域に区分し、地域区分毎の景観形成の方向性が示されています。

公共事業の実施にあたって、担当者が、指針を踏まえ、良好な景観について考え、調査・構想・設計段階で方針を示すとともに、その方針が施工段階、維持管理段階へ引き継がれていくために千葉県公共事業景観形成指針チェックリストを平成25年(2013)7月に作成しました。

また、公共事業を担当する職員向けの講習会を開催し、景観に配慮した公共事業の継続的な推進を図っています。

図-14-3 景観まちづくりとは

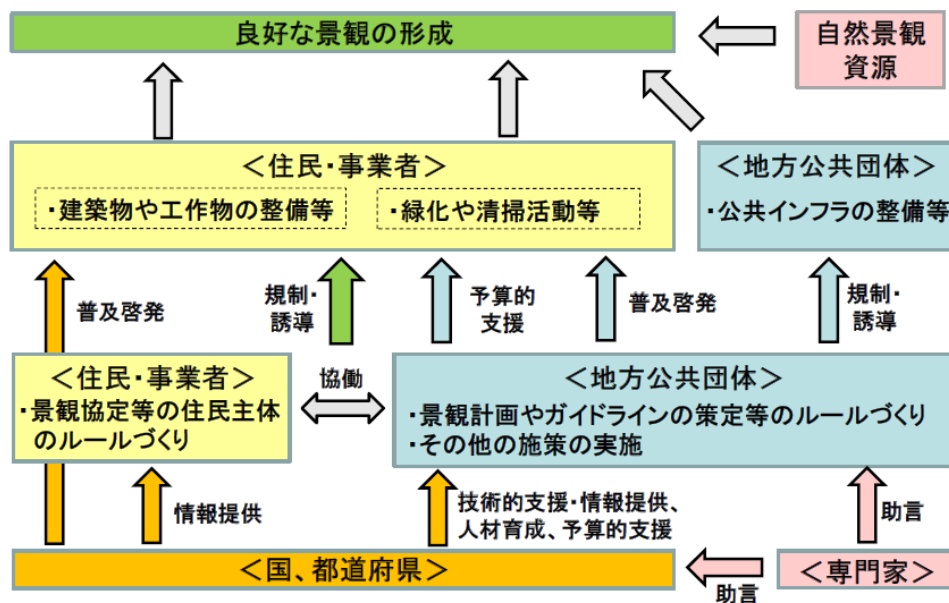
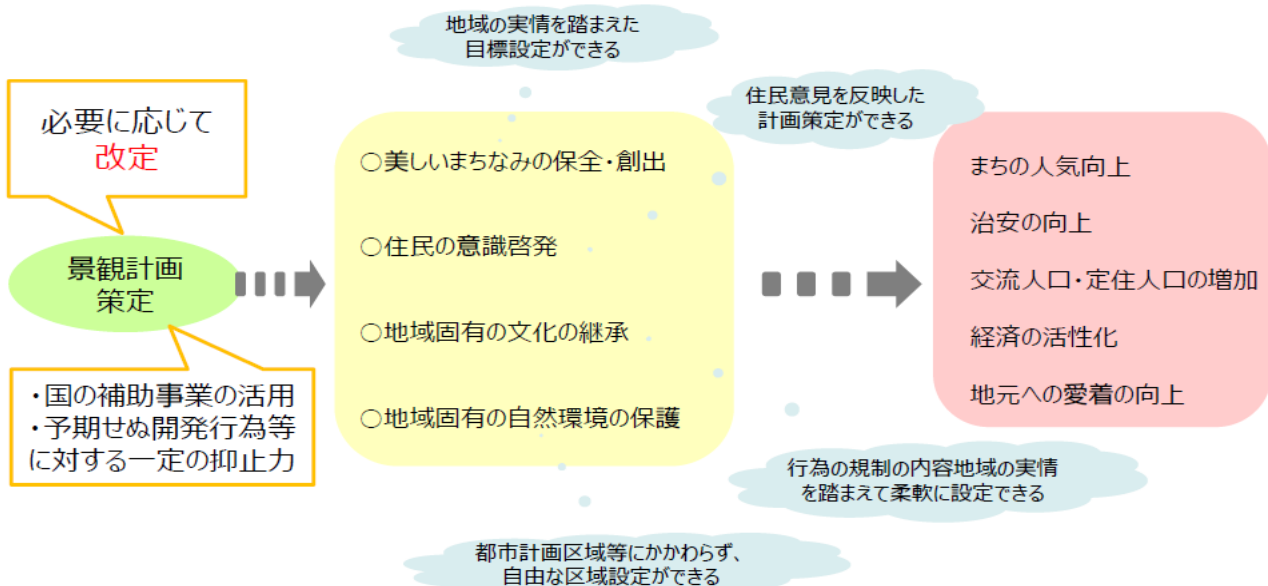


図-14-4 景観計画策定のメリット



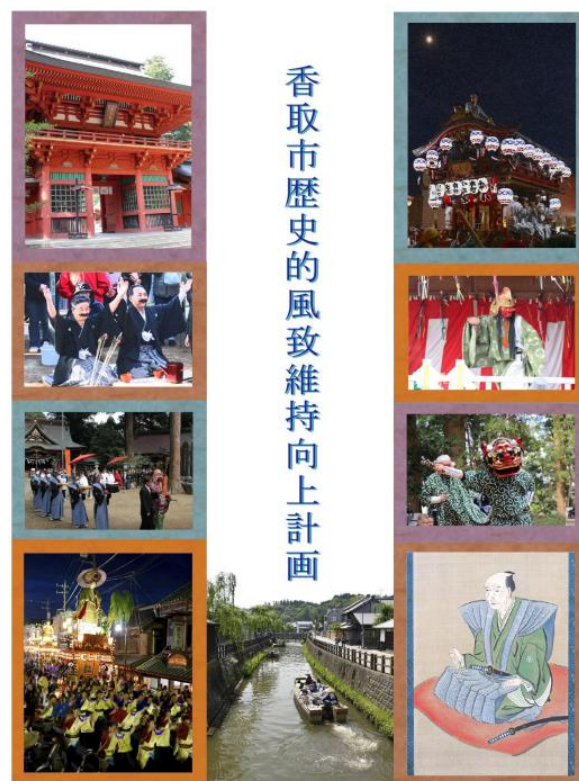
14. 景観の形成制度

(5) 歴史まちづくり法について

平成20年(2008)11月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」が施行されました。本法は「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、この歴史的風致を維持向上させ、個性豊かな地域社会の実現と都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

市町村が歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定を経ることにより、各事業による支援措置を得て、重点的な景観づくりを行うことが可能となります。

本県では香取市が平成30年度(2018)に「香取市歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の認定を受けています。



香取市歴史的風致維持向上計画
(平成30年度策定)



小野川沿いの街並み



伊能忠敬記念館



14. 景観の形成制度

2. 屋外広告物の規制

屋外広告物については、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物法、千葉県屋外広告物条例及び同施行規則に基づき、表示の場所、方法などについての規制を行っています。

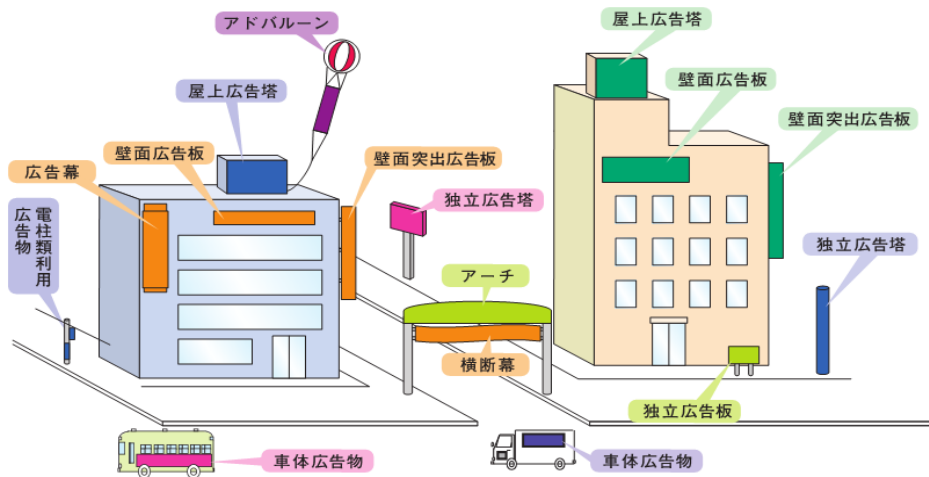
平成16年(2004)の屋外広告物法の改正を受け、屋外広告業を今までの届出制から登録制とし、業務主任者の設置を義務付けるなど、屋外広告業者の指導監督の強化にも取り組んでいます。

現在、県内全ての市町村が、屋外広告物の許可事務や、はり紙、はり札などの違反広告物の除却事務等を行っています。

なお、鉄道車両の許可事務(政令指定都市及び中核市を除く)については県が行っています。

平成16年(2004)に景観法が施行されたことに伴い、県と協議の上、景観行政団体である市町村は、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を処理することができるようになりました(政令指定都市及び中核市を除く)。これを受け、平成31年(2019)に流山市が市条例を制定しました。

図一⑭-5 屋外広告物の種類

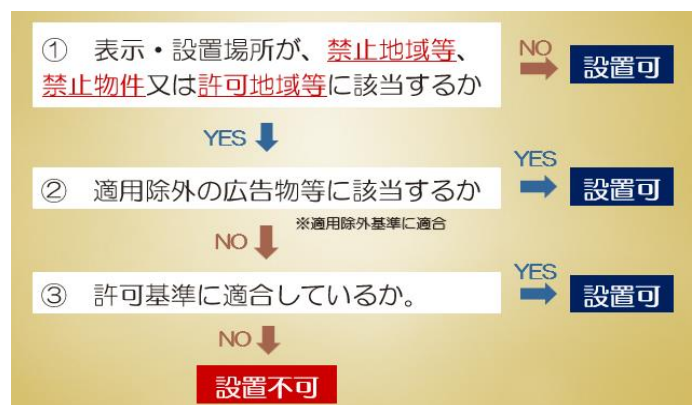


図一⑭-6 条例適用区域図



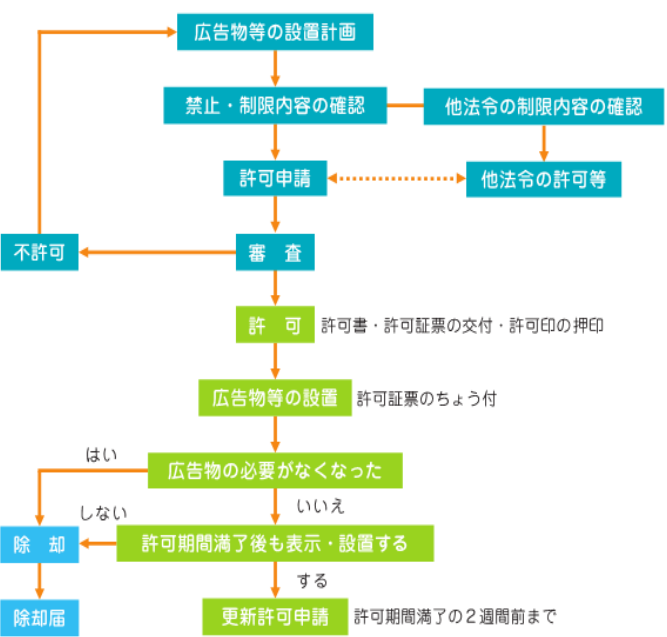
千葉市は政令指定都市として、船橋市及び柏市は中核市として市独自条例を制定しました。
流山市は景観行政団体として市独自条例を制定しています。

図一⑭-7 広告物等の許可基準等

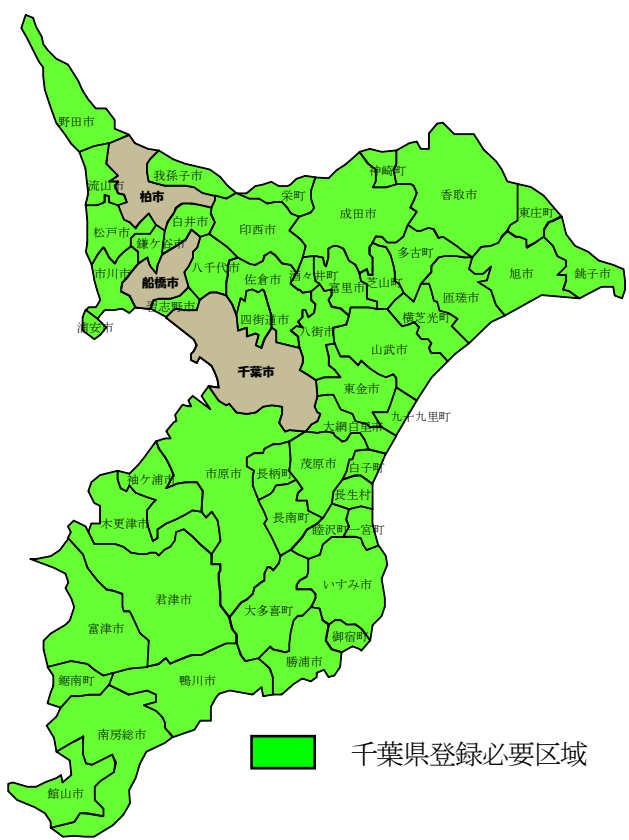


14. 景観の形成制度

図一⑭—8 屋外広告物の許可手続き



図一⑭—9 業登録区域図



屋外広告業を営むには登録が必要となります。
千葉県登録区域以外の千葉市、船橋市、柏市で
業を営むには各市の登録が必要となります。

表一⑭—2 事務処理特例条例による市町村への
権限移譲（許可事務等）の経緯

移譲市町村	移譲時期
市川市、松戸市、柏市、市原市	昭和45年10月1日
習志野市、佐倉市、我孫子市	昭和46年11月1日
千葉市	昭和47年10月1日
野田市、流山市、鎌ヶ谷市	昭和48年4月1日
船橋市	昭和53年4月1日
浦安市、沼南町、酒々井町、八街市、富里町、印旛村、白井町、印西市、本埜村、栄町、大栄町、小見川町、多古町、東庄町、海上町、飯岡町、光町、大網白里町、九十九里町、成東町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町、一宮町、長生村、白子町、大多喜町、御宿町、大原町、岬町、富浦町、富山町、鋸南町、千倉町、丸山町、和田町、天津小湊町、袖ヶ浦町	昭和58年4月1日
八日市場市、八千代市	昭和60年4月1日
関宿町	昭和60年12月27日
旭市	昭和61年4月1日
館山市	昭和62年4月1日
東金市	平成元年4月1日
四街道市	平成2年4月1日
長南町、白浜町、木更津市	平成7年4月1日
君津市、富津市	平成8年4月1日
山武町	平成10年4月1日
成田市、茂原市	平成11年4月1日
銚子市、鴨川市、下総町	平成15年4月1日
神崎町、長柄町	平成24年4月1日
睦沢町	平成28年4月1日

※千葉市は平成4年4月1日に、船橋市は平成15年4月1日に、柏市は平成20年4月1日に、それぞれ屋外広告物法第27条により独自に条例を制定しております。

表一⑭—3 屋外広告物法第28条による市町村
（景観行政団体）への権限移譲の経緯

移譲市町村	移譲時期
流山市	平成31年4月1日

14. 景観の形成制度

表一⑭-4 令和6年度屋外広告物許可状況表（千葉市、船橋市及柏市を除く）

市町村名	許可状況件数				許可状況数量			
	新規	更新	変更	計	新規	更新	変更	計
銚子市	8	30	2	40	37	601	10	648
市川市	84	184	11	279	368	3,157	42	3,567
館山市	7	93	3	103	24	381	6	411
木更津市	25	111	13	149	143	2,016	55	2,214
松戸市	93	219	26	338	474	3,617	30	4,121
野田市	44	87	61	192	351	1,496	436	2,283
茂原市	28	74	12	114	100	994	40	1,134
成田市	28	142	5	175	263	1,688	35	1,986
佐倉市	36	142	27	205	228	1,467	241	1,936
東金市	11	82	3	96	52	1,045	5	1,102
旭市	8	45	4	57	23	821	17	861
習志野市	25	101	4	130	95	1,709	16	1,820
勝浦市	2	21	1	24	7	134	0	141
市原市	33	202	24	259	311	3,096	102	3,509
流山市	71	58	9	138	299	1,098	34	1,431
八千代市	33	145	34	212	119	2,504	51	2,674
我孫子市	11	60	23	94	67	1,972	87	2,126
鴨川市	4	23	5	32	26	201	6	233
鎌ヶ谷市	14	46	8	68	45	294	461	800
君津市	3	35	7	45	14	520	14	548
富津市	2	37	4	43	60	387	8	455
浦安市	12	57	18	87	70	2,131	302	2,503
四街道市	23	86	4	113	128	1,077	18	1,223
袖ヶ浦市	9	33	8	50	53	597	9	659
八街市	4	44	3	51	12	386	18	416
印西市	14	50	23	87	100	758	158	1,016
白井市	12	40	12	64	79	527	20	626
富里市	9	36	3	48	48	679	31	758
南房総市	3	36	6	45	3	145	36	184
匝瑳市	8	26	2	36	19	494	3	516
香取市	4	50	9	63	17	989	65	1,071
山武市	7	48	7	62	42	393	31	466
いすみ市	3	14	0	17	10	208	0	218
大網白里市	4	31	6	41	22	645	46	713
酒々井町	5	4	0	9	32	68	0	100
栄町	7	16	0	23	7	111	0	118
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	1	17	0	18	1	243	0	244
東庄町	1	6	0	7	6	99	0	105
九十九里町	0	8	0	8	0	82	0	82
芝山町	1	13	2	16	4	128	9	141
横芝光町	0	27	1	28	0	196	1	197
一宮町	5	6	3	14	14	112	3	129
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0	11	0	11	0	106	0	106
白子町	0	2	0	2	0	84	0	84
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	1	0	1	0	68	0	68
大多喜町	1	22	0	23	10	52	0	62
御宿町	1	0	0	1	1	0	0	1
鋸南町	2	3	0	5	11	38	0	49
市町村合計	706	2,624	393	3,723	3,795	39,614	2,446	45,855
公園緑地課	8	3	0	11	56	11	0	67
県合計	8	3	0	11	56	11	0	67
総 合 計	714	2,627	393	3,734	3,851	39,625	2,446	45,922